

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理 番号	配－ 1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				（氏名又は名称） たかはら森林組合 代表理事組合長 江連 比出市				（住所又は所在地） 栃木県矢板市館ノ川 7 7 7 番地 1				
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）				（名 称） 栃木県矢板市長 齋藤 淳一郎				（所在地） 栃木県矢板市本町 5 番 4 号				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施 権の始期	経営管理実施権 の存続期間 （終期）（B）	経営管理実施権 に基づいて行わ れる経営管理の 内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべ き金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方法	備 考
番号	所 在	地 番	林班	小班	地目	面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	矢板市塩田 字上平沢	1,199	24ウ	12	山林	0.29 (0.46)	スギ	61	2021.4.1	18年 (2039.3.31)	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田1
2				13	山林		スギ	48	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田1
3	矢板市塩田 字大沢	1,207-4	21イ	9A	山林	0.71 (0.62)	スギ	52	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田3
4				9B	山林		ヒノキ	52	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田3
5				10	山林		スギ	57	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田3
6	矢板市塩田 字堀中根	1,279－4	26ア	26	山林	0.37 (0.82)	スギ	55	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-塩田5
7	矢板市荒井 字富田	548－1	34ア	3	山林	0.09	スギ	61	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-荒井1
8	矢板市荒井 字富田	549－1	34ア	4A 一部	山林	0.02	スギ	61	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-荒井1
9	矢板市立足 字大へり坂	869－8	13ア	12AB	保安林	0.42 (0.39)	スギ	61	同上	同上	別添 1 参照	別添 2 参照	－	集-立足1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									Ａの森林所有者（甲）		丙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にＥを支払うべき時期	備 考
番号	所 在	地 番	林班	小班	地目	面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	矢板市塩田 字上平沢	1,199	24ウ	12	山林	0.29 (0.46)	スギ	61			別添 3 参照	－	集-塩田1
2				13	山林		スギ	48			別添 3 参照	－	集-塩田1
3	矢板市塩田 字大沢	1,207-4	21イ	9A	山林	0.71 (0.62)	スギ	52			別添 3 参照	－	集-塩田3
4				9B	山林		ヒノキ	52			別添 3 参照	－	集-塩田3
5				10	山林		スギ	57			別添 3 参照	－	集-塩田3
6	矢板市塩田 字堀中根	1,279－4	26ア	26	山林	0.37 (0.82)	スギ	55			別添 3 参照	－	集-塩田5
7	矢板市荒井 字富田	548－1	34ア	3	山林	0.09	スギ	61			別添 3 参照	－	集-荒井1
8	矢板市荒井 字富田	549－1	34ア	4A 一部	山林	0.02	スギ	61			別添 3 参照	－	集-荒井1
9	矢板市立足 字大へり坂	869－8	13ア	12AB	保安林	0.42 (0.39)	スギ	61			別添 3 参照	－	集-立足1

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）
住所（同上）
たかはら森林組合 代表理事組合長 江連 比出市
印

権利の設定をする市町村（乙）
住所（同上）
栃木県矢板市長 齋 藤 淳 一 郎
印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入から伐採等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元する事業を実施すること。

（2）善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うのに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

（3）監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

（4）報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

（5）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

（6）経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（7）経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、あらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

なお、経営管理実施権配分計画の策定時に丙が提示した見積金額であらかじめ清算している場合にあっては、甲への明細書の通知は要しない。

(9) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙が行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益を生じさせたときには、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲に支払うべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対 象 森 林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所 在	地番	林班	小班		
矢板市塩田字上平沢	1,199	24ウ	12	2 主伐及び主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木が成林するよう、林齢が存続期間中に 10 年生以上となるようにするものとする。	
			13		
矢板市塩田字大沢	1,207-4	21イ	9A	3 主伐・再造林の一貫施業を行うものとし、植栽については、スギ（少花粉）またはヒノキのコンテナ苗を2,500本/haの密度で植え付けるとともに、鳥獣害防止対策を実施するものとする。	
			9B		
			10		
矢板市塩田字堀中根	1,279-4	26ア	26	4 保育については、下刈を 5 年間、除伐を森林の生育状況に応じて 1 回実施するものとする。	
矢板市荒井字富田	548-1	34ア	3		
矢板市荒井字富田	549-1	34ア	4A 一部		
矢板市立足字大へり坂	869-8	13ア	12AB		
					5 火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道等からの目視による森林巡視を行うものとする。

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法

対 象 森 林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
	所 在	地 番	林班	小班	１ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 （１）主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策の実施・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２）主伐について乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ２ 伐採等に要する経費の算定方法 （１）乙が算定する主伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （２）乙が算定する主伐後の植栽、保育に係る経費については、見積書提出時点で有効な栃木県が定める森林整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３）乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 ３ 留意事項 （１）丙は、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理（森林保険の保険料等）に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施するものとする。 （２）経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が、上記（２ 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	矢板市塩田字上平沢	1,199	24ウ	12	
				13	
	矢板市塩田字大沢	1,207-4	21イ	9A	
				9B	
				10	
	矢板市塩田字堀中根	1,279-4	26ア	26	
	矢板市荒井字富田	548-1	34ア	3	
	矢板市荒井字富田	549-1	34ア	4A 一部	
	矢板市立足字大へり坂	869-8	13ア	12AB	

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対 象 森 林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所 在	地 番	林班	小班		1 時 期 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後速やかに行うものとする。 2 相手方及び方法 丙から甲にDを支払うこととし、甲の指定する口座に支払うものとする。
矢板市塩田字上平沢	1,199	24ウ	12		
			13		
矢板市塩田字大沢	1,207-4	21イ	9A		
			9B		
			10		
矢板市塩田字堀中根	1,279-4	26ア	26		
矢板市荒井字富田	548-1	34ア	3		
矢板市荒井字富田	549-1	34ア	4A 一部		
矢板市立足字大へり坂	869-8	13ア	12AB		